

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を経営する学校法人である申立人が、原発事故による避難に伴い新入児童生徒が減少したとして、自主的避難等対象区域内の小中学校についての平成27年度から令和元年度までの営業損害(逸失利益)を請求した事案において、法人全体で見れば原発事故後から増収していることが認められるものの、原発事故とは無関係な事情による増収であるとして、小学校については平成27年度から令和元年度まで原発事故の影響割合を6割から1割として、中学校については平成27年度から平成29年度まで同影響割合を6割から2割として、それぞれ賠償が認められた事例。

## 全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下、「本件」という。)につき、申立人学校法人X(以下、「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下、「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 損害項目

##### (1) 営業損害(逸失利益)

ア A小学校 金1850万8132円

イ B中学校 金2196万3285円

##### (2) 弁護士費用

ア A小学校 金55万5244円

イ B中学校 金65万8899円

#### 2 期間 第1の1(1)につき

##### (1) A小学校

自 平成27年4月1日 至 令和2年3月末日

##### (2) B中学校

自 平成27年4月1日 至 平成30年3月末日

### 第2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、第1記載の損害に係る和解金として金4168万5560円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

(省略)

### 第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1記載の損害項目（同記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務はない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

#### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年1月25日

（仲介委員 齋藤 淳一）